

廃車・移管手続きについて

「24 時間テレビ」から寄贈された福祉車両が、やむを得ない事情で使用困難となった場合は、以下の要領に沿って手続きを行ってください。

①申請の種類・・・車両の状態によって申請内容が異なります

- 車両の老朽化などで継続使用が不可能な場合 →「廃車申請」を行ってください
- 事業縮小・施設閉鎖などの理由で同一団体による継続使用が困難になり、他の団体・施設に車両を移管する場合 →「移管申請」を行ってください

②廃車・移管申請時の提出書類・・・以下の書類を担当放送局へ提出してください

○廃車申請

1. 廃車申請書
2. 年度別運用実績一覧表
3. 福祉車両アンケート
4. 車両の写真（外観・内部・損傷部分など 3～4 枚程度を A4 用紙に貼付）
5. 車検証のコピー

○移管申請

1. 移管申請書
2. 年度別運用実績一覧表
3. 福祉車両アンケート
4. 移管先要望書
5. 車両の写真（外観・内部・損傷部分など 3～4 枚程度を A4 用紙に貼付）
6. 車検証のコピー
7. 移管先に関する資料（活動内容や財務状況などがわかるもの）

③調査

書類提出後、担当放送局では書類に不備がないか確認し、貴団体に対し電話による聞き取り調査を行います。また、必要に応じて現地調査を行います。申請が妥当であると認められれば、事務局に書類が送られ、担当放送局の調査結果をもとに審査が行われます。

④廃車・移管の承認、連絡

担当放送局及び事務局で申請が妥当と認められた場合、以下の書類を発行・送付します。

- 廃車申請・・・「廃車承認書」を発行し、貴団体へお送りします。
- 移管申請・・・移管先団体に「移管決定通知」「受領意思確認書」「誓約書」「団体名ステッカーレイアウト原稿」（非法人団体の場合は、さらに「念書」）をお送りします。

⑤承認後の手続きについて

- 廃車申請・・・「24 時間テレビ」指定廃車処理業者「(株)啓愛社」から車両引き上げについて打ち合わせのご連絡をいたします。廃車処理手続き終了後、(株)啓愛社より「抹消登録証明書」コピーが送付されます。
※「自動車リサイクル法」に基づくリサイクル料金が必要になる場合があります。詳しくは打ち合わせ時にご相談ください。

- 移管申請・・・貴団体・移管先団体間で、車両の譲渡を行ってください。

**ご不明な点などがありましたら、担当放送局の
24 時間テレビチャリティー委員までお問い合わせください**